

伊勢市公報

第469号
令和7年5月20日
火曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市スタートアップ協働推進事業運営業務受託者選定委員会規則	2
○ 伊勢市観光振興基本計画策定業務受託者選定委員会規則	4
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	6
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市水道料金等包括業務受託者選定委員会規程	9
告 示	
○ 指定納付受託者の指定の告示事項の変更について	11
○ 指定納付受託者の指定について	12
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	13
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	14
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	15
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	16
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	17
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	18
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	19
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	20
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	21
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	22
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	23
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	24
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	25
公 告	
○ 負傷動物等の収容について	26

伊勢市スタートアップ協働推進事業運営業務受託者選定委員会規則をこ
こに公布する。

令和 7 年 5 月 12 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第24号

伊勢市スタートアップ協働推進事業運営業務受託者選定委員会規則 (設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、スタートアップ協働推進事業運営業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市スタートアップ協働推進事業運営業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、産業観光部商工労政課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市観光振興基本計画策定業務受託者選定委員会規則をここに公布する。

令和7年5月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第25号

伊勢市観光振興基本計画策定業務受託者選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市観光振興基本計画策定業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市観光振興基本計画策定業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、産業観光部観光振興課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第26号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(平成17年伊勢市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正)

第2条 伊勢市職員退職手当支給条例施行規則(平成17年伊勢市規則第39号)の一部を次のように改正する。

様式第9号から様式第11号までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(伊勢市介護保険規則の一部改正)

第3条 伊勢市介護保険規則(平成17年伊勢市規則第83号)の一部を次のように改正する。

様式第7号、様式第26号及び様式第29号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第4条 伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則(平成18年伊勢市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「懲役、禁^こ錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する懲役、禁錮又は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第16条に規定する拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている場合における第1条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の2第1号及び第4条の規定による改正後の伊勢市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則第2条第1号の規定の適用については、これらの刑の執行のため拘置されている者は、拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者とみなす。

伊勢市水道料金等包括業務受託者選定委員会規程を次のように定める。

令和7年5月9日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第4号

伊勢市水道料金等包括業務受託者選定委員会規程

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市水道料金等包括業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市水道料金等包括業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、上下水道部料金課において処理する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 104 号

令和 7 年 3 月 31 日伊勢市告示第 47 号(指定納付受託者の指定について)
の一部を次のように変更し、令和 7 年 6 月 2 日から適用します。

令和 7 年 5 月 2 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

告示本文中「及び株式会社ギフティ」を「、株式会社ギフティ及び A N
A あきんど株式会社」に改める。

伊勢市告示第 105 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、株式会社 J A L U X が提供するふるさと納税ポータルサイトを利用して納付される歳入等の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、告示します。

令和 7 年 5 月 2 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社 J A L U X
東京都港区港南 1 丁目 2 番 70 号
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定をした日
令和 7 年 4 月 28 日
- 4 指定期間
令和 7 年 5 月 15 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 106 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
中須自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 7 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

区域

変更前

伊勢市中須町 1 番地 2 から 312 番地まで、1261 番地から 1320 番地
まで及び 1338 番地から 1763 番地までの地域

変更後

伊勢市中須町 1 番地 2 から 1774 番地までの地域

伊勢市告示第 107 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
松倉元区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 7 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 北 村 守 康

省略

変更後 大 西 兄

省略

伊勢市告示第 108 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上條区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 7 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 嶋 俊 嗣

省略

変更後 中 村 三 男

省略

伊勢市告示第 109 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
二軒茶屋町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 7 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 山 川 勝 弘

省略

変更後 大 西 進

省略

伊勢市告示第 110 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
宮川町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 7 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 大 西 明 雄

省略

変更後 山 本 房 彦

省略

伊勢市告示第 111 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、五十鈴ヶ丘団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 7 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 奥 野 太 美

省略

変更後 竹 内 豊 彦

省略

伊勢市告示第 112 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
川端町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 7 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 奥 藤 修 平

省略

変更後 松 田 和 久

省略

伊勢市告示第 113 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
西神田町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 7 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 多 湖 重 規

省略

変更後 濱 口 学

省略

伊勢市告示第 114 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
西豊浜町小川区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10
項の規定により告示します。

令和 7 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 佐々木 信 行

省略

変更後 佐々木 茂 則

省略

伊勢市告示第 115 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 5 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公金事務の委託を受けた者

津市柳山津興 655 番地 12

公益社団法人 三重県栄養士会

会長 池山 朱美

2 委託した公金事務に係る歳入等

伊勢市いきいき栄養訪問（訪問型サービス C）の利用料

3 委託をした日

令和 7 年 4 月 1 日

4 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 116 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 5 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公金事務の委託を受けた者

度会郡玉城町上田辺 747 番地 1

特定非営利活動法人 三重県歯科衛生士会 伊勢度会支部

支部長 辻 和子

2 委託した公金事務に係る歳入等

伊勢市いきいきお口訪問（訪問型サービス C）の利用料

3 委託をした日

令和 7 年 4 月 1 日

4 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

伊勢市教育委員会告示第 8 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 7 年 5 月 13 日

伊勢市教育委員会

教育長 小林 貴法

記

1 日 時 令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 7 時 00 分

2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室

3 会議に付する事件

議案第 18 号 令和 7 年度教育関係補正予算（第 1 号）について

議案第 19 号 伊勢市立公民館条例の一部改正について

議案第 20 号 伊勢市体育施設条例の一部改正について

議案第 21 号 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則の制定について

議案第 22 号 学校運営協議会委員の任命について

議案第 23 号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について

議案第 24 号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任の承認及び補欠委員の委嘱について

議案第 25 号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について

伊勢市農業委員会告示第5号

伊勢市農業委員会第233回総会を次のとおり招集します。

令和7年5月8日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和7年5月16日（金）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御薊公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 伊勢市農用地利用集積等促進計画について
(農地中間管理機構への意見提出及び要請分)

伊勢市公告第25号

負傷動物等の収容について

次の動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により収容した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

令和7年5月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収容した動物

番号	保護した場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市岡本1丁目	猫	雑種	白灰	雄	小	子猫	
2	伊勢市岡本1丁目	猫	雑種	キジトラ	雄	小	子猫	
3	伊勢市岡本1丁目	猫	雑種	キジトラ	雄	小	子猫	
4	伊勢市岡本1丁目	猫	雑種	キジトラ	雌	小	子猫	

2 収容した日 令和7年4月30日

3 収容期限 令和7年5月7日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）